第六十八条の二の三の見出しを「（適格合併等の範囲等に関する特例）」に改め、同条第一項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「範囲」を「範囲等」に改め、「除く。）」と」の下に「、同法第六十一条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合（当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第一項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内合併により合併法人に移転した場合を除く。）には」と」の下に「、同法第六十一条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合（当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第一項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内分割により分割承継法人に移転した場合を除く。）には」と」を加え、同条第三項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「範囲」を「範囲等」に改め、「除く。）」と」の下に「、同法第六十二条の九第一項中「おける当該株式交換」とあるのは「おける当該株式交換（租税特別措置法第六十八条の二の三第三項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）」と」を加え、同条第四項中「範囲」を「範囲等」に改める。

第六十八条の三第一項中「）の規定」を「）及び第十六項の規定」に改め、同条第二項中「分割法人の株主等に」を「法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として」に、「法人税法」を「同法」に改め、「（当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、「）の規定」を「）及び第十六項の規定」に、「同項中」を「同法第六十一条の二第四項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「除く。」と」の下に「、同条第十六項中「及び第四項」とあるのは「、第四項」と、「金銭等不交付分割型分割」とあるのは「金銭等不交付分割型分割及び租税特別措置法第六十八条の三第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第二十四条第一項第三号」と」を加え、同条第三項中「ときは」の下に「、当該旧株の譲渡については」を加え、「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項に、「）の規定」を「）及び第六十一条の十三第一項の規定」に改める。

第六十八条の三の二第二項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が」を「内国法人が受ける」を「）が」に改め、同条第三項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同条第六項中「及び第九十三条」を削り、「同法第二十三条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び」を「同条第一項中「金額（第一号」とあるのは、「金額（」に、「額」と、同法第九十三条第二項第二号中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び租税特別措置法第六十八条の三の三第六項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額」を「額を除くものとし、第一号」に改める。

第六十八条の三の四を削る。

第六十八条の三の五第二項中「第六項」を「第七項」に、「、第四十二条の十第三項並びに第四十二条の十一第三項」を「並びに第四十二条の十第三項」に改め、同条を第六十八条の三の四とする。

第六十八条の八第一項中「第一欄に掲げる連結親法人」の下に「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において同法第六十六条第六項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、「係る法人税法」を「係る同法」に改め、同項の表の第一号の第一欄中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「保険業法に規定する相互会社及び」を削る。

第六十八条の九第一項中「、第六十八条の十四第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第三項中「当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日。次項及び第五項において「連結親法人事業年度開始日」という。）」を削り、同条第四項第一号中「当該連結親法人事業年度開始日」を「連結親法人事業年度開始日（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日をいう。次号及び次項において同じ。）」に改め、同条第五項中「における第三項」を「における同項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　連結子法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をした場合　当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む事業年度開始の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日の翌日が連結親法人事業年度（当該合併の日又は当該破産手続開始の決定の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

二　連結子法人の残余財産が確定した場合　当該残余財産の確定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該残余財産の確定の日の翌日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該残余財産の確定の日を含む連結事業年度）における当該残余財産が確定した連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

第六十八条の九第五項第三号を削り、同項第四号中「なつた日」を「なつた日の前日」に改め、「（その連結完全支配関係を有しなくなつた基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日を含む連結事業年度）」を削り、同号を同項第三号とし、同条第七項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、同条第八項中「、「第四十二条の四第三項」とあるのは「第四十二条の四第七項」と」を削り、同条第九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第十二項第四号及び第八号中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、同条第十六項中「事後設立法人若しくは被事後設立法人」を「現物分配法人若しくは被現物分配法人」に改める。

第六十八条の九の二第四項第一号及び第二号を次のように改める。

一　連結子法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をした場合　当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日又は当該破産手続開始の決定の日の翌日が連結親法人事業年度開始の日である場合には、当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

二　連結子法人の残余財産が確定した場合　当該残余財産の確定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該残余財産の確定の日の翌日が連結親法人事業年度開始の日である場合には、当該残余財産の確定の日を含む連結事業年度）における当該残余財産が確定した連結子法人に係る平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額